

## ドローンレンタルサービス利用規約

### 第1条（総則）

本規約は、株式会社タップス（以下「当社」といいます。）が提供するドローンレンタルサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めたものです。本サービスの利用者（以下「お客様」といいます。）は、本規約に承諾の上、本サービスを利用するものとします。

### 第2条（予約）

- 1 本サービスの予約は、「WEBフォーム」からのみ承ります。
- 2 ご予約者が未成年者の場合、親権者の同意が必要になります。
- 3 ご予約は使用日の2か月前から2週間前まで可能です（例えば、5月1日からご使用になる場合は、3月1日からご予約が可能です。）。
- 4 お申し込み後、本人確認のため電話にて連絡させていただくことがございます。電話での本人確認が取れない場合、ご予約をお断りすることがございます。

### 第3条（レンタル期間）

- 1 レンタル期間は、レンタル機材の受け渡し日から、機材が当社に到着する前日までとします。
- 2 レンタル期間は、1週間プラン（実質6泊7日）となります。1週間以上の利用を希望される場合は、当社までお問い合わせ下さい。
- 3 レンタル期間が1か月を超える場合、レンタル料は1か月ごとの決済となります。
- 4 レンタル期間の最終日より早く返却することはできますが、差額の返金はありません。

### 第4条（決済）

- 1 決済方法は銀行振込、又は現金支払いになります。
- 2 銀行振り込みの場合は、ご予約を承諾後、振込先の口座情報をご連絡致します。ご連絡から5日以内にご入金をお願い致します。（振込手数料はご負担をお願い致します。）現金支払いの場合は、お受渡の当日に支払い下さい。またお釣りのないようお願い致します。
- 3 ご入金の期日が過ぎた場合、自動的にキャンセルとなります。
- 4 ご入金の確認ができ次第、ドローンレンタル契約が成立します。契約成立後のキャンセルについては、キャンセル料が発生することがあります。

## 第5条（キャンセル）

お客様の都合によるキャンセルの場合、以下のとおりキャンセル料が発生します。

- |                           |           |
|---------------------------|-----------|
| (1) レンタル期間開始の3日前のキャンセル    | 利用料金の50%  |
| (2) レンタル期間開始の2日前のキャンセル    | 利用料金の80%  |
| (3) レンタル期間開始の前日及び当日のキャンセル | 利用料金の100% |

## 第6条（レンタル機材の受け渡し）

- 1 レンタル機材の受け渡しは手渡しとし、受け渡し場所は石川県金沢市七曲町となります。
- 2 受け渡しの際、お客様の運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等の顔写真入り身分証明書をご呈示いただく必要があります。また、当社によるレンタル機材の操作講習を受講いただく必要があります。

## 第7条（レンタル機材の使用）

- 1 レンタル機材の使用前に、同梱されているマニュアル等の書類を必ずご確認ください。マニュアル等の添付書類に記載された内容についても、承諾いただいたものとみなします。
- 2 レンタル機材に関しては、お客様ご自身で動作確認を行ってください。万が一機材が不良だったり、欠品等があったりした場合は、速やかにメールまたは電話にてご連絡ください。このことにより、お客様のスケジュール、各種イベント、作品へ影響が出た場合、その責任を当社は一切負いません。
- 3 ご利用期間中は、レンタル機材の保管・管理の責任はお客様にあります。
- 4 お客様によるレンタル機材の分解や修理は、プロペラ・バッテリー等の当社付属品の取り付け・取り外し以外行わないでください。
- 5 ①空港等の周辺の上空の空域、②150m以上の高さの空域、③人口集中地区の上空でドローンを飛行させる場合には国土交通大臣の許可が必要です。また、夜間飛行、目視外飛行等の方法でドローンを飛行させる場合には国土交通大臣の承認が必要です。レンタル機材をお客様が操縦される場合は、別途お客様ご自身で飛行許可申請が必要となりますので、ご注意ください。
- 6 地域の条例によって飛行できる場所に制限がありますので、お客様自身での確認をお願いします。また、飛行場所の施設管理者、地権者、警察、消防等への飛行許可申請は、お客様自身でお願いします。
- 7 その他、以下のルールを遵守して下さい。
  - (1) 盗撮やプライバシーの侵害に関わる行為をしないこと
  - (2) 周囲の安全に配慮し、マナーを無視した使用をしないこと
  - (3) 気象庁より、大雨・洪水・強風・波浪・高潮・雷・濃霧等の警報・注意報が発令

されている地域で使用しないこと

- (4) 日中（日出から日没まで）に飛行させること
- (5) 目視（直接肉眼による）範囲内で機体とその周囲を常時監視して飛行させること
- (6) 人（第三者）や物件（第三者の建物、自動車等）との間に 30 メートル以上の距離を保って飛行させること
- (7) 祭礼・縁日等多数の人が集まる催しの上空で飛行させないこと
- (8) 危険物を輸送しないこと
- (9) 機体から物を落下させないこと

8 レンタル期間中の映像データの不具合や消失に関しては、当社では責を負いかねます。

9 機材の破損、メンテナンス状況により機材の貸し出しができなくなった際は、撮影日の再設定もしくは返金をさせていただきます。このことにより、お客様のスケジュール、各種イベント、作品へ影響が出た場合、その責任を当社は一切負いません。

#### 第 8 条（レンタル機材の使用延長）

- 1 レンタル機材受け渡し後にお客様がご希望する場合、ご利用期間を 1 日 3 0 0 0 円の利用料金で延長を申し出ることができます。ただし、別件でそのレンタル機材が予約されている場合は、延長をお断りすることがあります。
- 2 使用延長の場合、機材を返却いただき延長日数が確定した後に、延長分の利用料金を請求いたします。延長となるレンタル契約の決済方法は、銀行振込となります。請求後 3 日以内に決済をお願いします。
- 3 ご連絡をいただいている延長につきましては、理由の如何に関わらず 1 日 4 5 0 0 円の追加料金をいただきます。

#### 第 9 条（レンタル機材の返却）

- 1 レンタル機材の返却は当社への持参または当社へお送りいただく方法でご返却下さい。なお、返却に係る費用はお客様のご負担となります。
- 2 当社へご持参いただく場合は、貸し出し時の状態に戻した上で、レンタルご利用最終日の翌日昼 1 2 時までにご返却下さい。
- 3 当社へお送りいただく場合は、貸し出し時の状態に戻した上で、レンタルご利用最終日の翌日に当社へお客様の元払いにて到着するようにご返却下さい。
- 4 返却後、当社では速やかにレンタル機材の検品を行いますが、万が一機材が破損していたり、過度の汚れがあったりした場合、お客様にご連絡を差し上げ、協議の上費用を請求する場合があります。
- 5 返却時に機材の梱包忘れがあった場合は、お客様の元払いにて速やかに発送してください。発送が間に合わず、次のレンタルのために当社が代替品を購入した場合は、別

途代替品の購入費をお支払いいただく場合もあります。

- 6 レンタルご利用最終日の翌日中に返却ができないことが事前に判明している場合は、ご利用最終日までに予めご連絡をお願いします。ご利用期間の延長が認められない場合、もしくは無断で返却を遅延した場合、それにより当社に生じた損害額をご請求させていただきます場合があります。
- 7 返却予定日を過ぎて到着した場合、理由の如何に関わらず日数分の追加料金をいただきます。
- 8 全てのレンタル機材は、発送前にメンテナンスやファームウェアの更新を行っておりますが、発送後にファームウェアの更新やセンサー機器等にずれが生じることがあります。その場合は、お客様自身がファームウェアを更新したり、キャリブレーションを行ったりしてください。
- 9 お客様の使用日に間に合うように万全を期しておりますが、万が一配送が遅れて、使用日に間に合わなかった場合は、当社とお客様が協議し、レンタル期間の変更や延長を行います。お客様が再度のレンタルを希望されない場合はレンタル料の返金を致します。
- 10 レンタル機材に蓄積されたデータ(電子情報)がある場合には、お客様はそのデータを消去して返却するものと致します。
- 11 返却を受けたレンタル機材にデータが残存する場合、当社はデータ内容を確認する場合があります。また、残存するデータの漏洩等に起因し、お客様やその他第三者に生じた損害に関して、当社は一切責任を負いません。
- 12 返却を受けたレンタル機材にデータが残存する場合、当社はお客様への通知なくデータを消去致しますので予めご了承ください。
- 13 返却を受けたレンタル機材に落下、衝突、水濡れ、水没などの機器点検を要する何らかの痕跡が見受けられる場合、当社はフライトログやその他データを確認、保存させていただきます場合があります。

#### 第10条 (レンタル機材の故障、破損等)

- 1 突風や操縦ミスによる落下や衝突等の事故で、機材の修理が必要になった場合は、保険を使用しますが、保険で補えない実費(点検費用・修理費用・部品費用・営業損失費用)については、お客様にご負担いただきます。詳しくは、第11条をご確認下さい。
- 2 当社は定期点検および貸出前の十分な動作確認を行っておりますが、精密機械でありお客様がご使用される際に不具合が起こる場合もございます。
- 3 お客様が本規約に沿って安全な操縦をされているにも関わらず、機材に不具合が確認された場合には、機材返却後に全額返金させていただきます。

#### 第11条 (機体保険)

急な突風、落雷等の偶発的な事故による万が一の墜落、破損に備えた機体保険に加入しております。事故で修理が必要な場合は、保険を使用しますが、保険で補えない実費（点検費用・修理費用・部品費用・営業損失費用）については、お客様にご負担いただきます。

- (1) お客様側での申し込み手続は不要です。保険料は、お客様による別途料金は発生いたしません。
- (2) 機材本体のみが対象となります。本体以外の周辺機器（カメラ・ジンバル等）は対象外となります。
- (3) 機体番号を登録して保険に加入しており当社から貸与したドローンのみ適用となります。

#### 第12条（施設所有〔管理〕者賠償責任保険）

万が一のアクシデントによって、第三者の身体や財物に損害を与えてしまった場合に備えた賠償責任保険に加入しております。

- (1) お客様側での申し込み手続は不要です。保険料は、お客様による別途料金は発生いたしません。
- (2) 当社では1事故あたり補償額として対人（身体障害）賠償・対物（財物損壊）賠償1億円までの賠償保険に加入しています。自己負担額(免責金額)は、5万円です。
- (3) 人格権侵害（撮影によるプライバシーの侵害）にも適用されます。
- (4) 当社ではあいおいニッセイ同和損害保険の賠償責任保険に加入しています。保険の適用可否については、各保険会社の審査・規約に従います。
- (5) 機体番号を登録して保険に加入しており当社から貸与したドローンのみ適用となります。

#### 第13条（紛失、事故等の発生時）

紛失の場合、速やかに当社まで状況報告をください。併せて、速やかにお客様により最寄りの交番に紛失届を提出して下さい。その際、警察官より受理番号を聞き、当社へお知らせ下さい。当社は国土交通省へ紛失届を提出することとなりますので、ご協力下さい。

紛失・事故時は速やかに当社までご連絡ください。

**076-242-1611**

受付時間：9時～17時（土日祝日・年末年始は除く）

上記時間外は下記アドレス宛にメールにてご一報ください。折り返し担当者よりご連絡をいたします。

drone@taps-net.co.jp

#### 第14条（損害賠償の範囲）

1 当社は、当社が責任を負うべき理由によりお客様に損害を与えた場合は、お客様が当社に支払った料金の範囲内で賠償するものとします。その他の場合には、当レンタルの利用に起因して、直接的または間接的に生じたいかなる損害についても一切損害賠償はいたしません。

2 機材の不良（初期不良も含む。）によりお客様のスケジュール、イベント、作品へ影響が出た場合、その責任を当社は一切負いません。レンタル料金の返金を以って賠償責任は完了したものとします。

3 レンタル期間中にお客様が記録された映像データ等の消失、不具合等に関しては、当社では一切の保証は致しかねますので、お客様の責任により管理してください。

4 レンタル期間中に、レンタル機材の搬出入・運送・積み下ろし等に伴う事故に起因する損害はお客様の負担とします。

#### 第15条（連絡義務）

以下の場合、お客様は当社まで必ずご連絡ください。

- (1) 機材の返却が返却予定日より遅れる場合
- (2) 機材が破損した場合
- (3) 機材が盗難にあった、または紛失した場合

#### 第16条（契約の解除）

1 次の各号の一つ以上に該当する行為があった場合、当社は催告なしにレンタル契約を解除することができるものとします。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為
- (2) 機材を第三者に譲渡、貸与、質入れ等をする行為
- (3) 機材を分解・変形・改造・修理する行為
- (4) 機材に貼付してある本サービスを示す表示を除去または汚損する行為
- (5) その他、当社に不利益を与える行為

2 法人のお客様が、次の各号の一つ以上に該当した場合、当社は催告なしにレンタル契約を解除することができるものとします。

- (1) 監督官庁から営業停止または営業免許・営業登録の取消等の処分を受けたとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の事項としての競売、租税滞納処分等のほか、これらに準じる手続きが開始されたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生または特別清算等の手続き開始決定等の申請がなされたとき

- (4) 小切手が一回でも不渡りとなった、または支払い停止状態に至ったとき
- (5) 合併による消滅、資産の減少、営業の廃止・変更または解散決議がなされたとき
- (6) その他、資産・信用または支払い能力に重大な変更が生じたり、背信行為があったりしたとき

#### 第17条（管轄）

本契約に関し訴訟の必要が生じたときには、金沢地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。